

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方(案)」に対する意見募集

■意見募集期間：令和6年10月12日(土)から同年11月11日(月)まで

■案件番号：145210383

■意見提出数：15件(法人・団体：12件、個人：3件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：以下のとおり

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	個人A	9	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
2	個人B	10	KDDI株式会社
3	個人C	11	株式会社オプテージ
4	ソフトバンク株式会社	12	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
5	一般社団法人テレコムサービス協会	13	東日本電信電話株式会社
6	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	14	アルテリア・ネットワークス株式会社
7	株式会社NTTドコモ	15	西日本電信電話株式会社
8	中部テレコミュニケーション株式会社		

■ 全般に関する事項

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見1) 今後、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度の運用の開始にあたり、実運用での負荷が想定以上に高い等の事象が発生し得ると考えるため、運用の開始後も、事業者や総務省、支援機関の負荷低減のために必要な見直しを実施いただきたいと思います。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方1) いただいた御意見については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえた継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見2) 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」において、特に第二種負担金の算定対象となる役務の整理や第二種負担金算定に関する運用面の課題整理が短期間で行われたため、交付金・負担金制度の運用開始に向けた準備を進めるにあたり、仮に各種対応への課題等が判明した場合には、柔軟かつ速やかに見直しの検討をいただきたいと思います。 また、交付金・負担金制度の運用開始後においても、運用の状況や新たなサービスの開始等を踏まえ、適時適切に必要な見直しを実施いただくとともに、見直しを行う際は、サービスの提供実態や利用者利便への影響を踏まえた検討をいただきたいと思います。 【株式会社NTTドコモ】	(考え方2) いただいた御意見については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえ、運用の在り方等について検討する際の参考とさせていただきます。 なお、第二種負担金の算定対象となる電気通信役務についての御意見については、令和4年6月に改正された電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第110条の5第1項の規定を根拠に、(複数の電気通信事業者にもオプザバとして御参加いただき、令和4年7月から6回にわたり開催された「ユニバーサルサービス政策委員会ブロードバンド基盤ワーキンググループ」等の議論を経て令和5年2月に取りまとめられた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」(情報通信審議会電気通信事業政策部会)を踏まえて、)令和5年6月に改正された電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の7の2の規定に、既に「仮想移動電気通信サービス」、「通信モジュール向けに提供する電気通信役務」等は除いて「高速度データ伝送電気通信役務」とする旨が明定され、かつ、施行されて一年以上経過しているところです。	無
(意見3) 当社は、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向け、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。 FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携しつつ、ブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組む考えです。 なお、本研究会での議論は、最終保障提供責務を担う事業者が存在しないことを前提としていますが、通信政策特別委員会の報告書で示されたように、今後、仮に特定の事業者が最終保障提供	(考え方3) いただいた御意見の前段については、この制度を含む政府による関連施策への賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段(なお書き部分)については、今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無

責務を担うこととなる場合には、今回の交付金制度の考え方を踏まえた上で、最終保障提供責務の履行にあたっての整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填を制度的に担保することが不可欠と考えます。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		

■ 第一章 総則

意 見	考え方(案)	案の修正
第一節 総則		
(意見4) ○支援区域の指定にあたっては、当該町字における区域指定モデルの算定結果が赤字であることや一者以下提供地域であることが必要となりますが、国勢調査に基づく世帯数の更新など、事業者では予測し得ない事由により区域指定モデルの算定結果等が変動することで支援区域の指定が解除され、交付金による支援が途中で打ち切られてしまうおそれがある場合には、事業者が未整備地域や公設地域への参入を躊躇してしまう懸念があることから、 ① 特別支援区域が何らかの理由により特別支援区域でなくなった場合には、解除の理由を示していただくこと ② いずれの第二種適格電気通信事業者の担当支援区域にも指定されていない支援区域においても区域指定モデルで算定された1回線あたりコスト等を公開していただくなど、事業者が未整備地域や公設地域への参入を判断する際に必要となる交付金支援の継続性について、予め見通しを得るための判断材料を開示いただくこと といったような対応が必要となると考えます。 ○また、区域指定モデルが実態に即したものとなっているかについては今後も検証を継続すべきものであることから、将来的にモデルを見直した結果、ひとたび支援区域から解除されたものの中から再度支援区域とすべきものが出てきた場合には、特別支援区域のうち特異判定式を適用すべきものとして指定することなどを検討することが必要であると考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方4) いただいた御意見については、今後の運用における事案の蓄積を踏まえ、必要な検討を行う際の参考とさせていただきます。	無

■ 第二章 第二種交付金

意 見	考え方(案)	案の修正
第一節 総則		

(意見5) ○担当支援区域を新たに追加する場合において、過去の申請や届出において提出した際と同様の書類は提出を不要としていただくなど、制度運用に過度な負担が生じないよう考慮いただきたいと思います。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方5) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じることのないよう、今後、適切に対応させていただくことを想定しています。	無
第二節 原価の計算(法110条の4④関係)		
(意見6) HFCの場合、一の同軸ケーブルで放送と共用するのが一般的であり、FTTHのように芯数を用いて区分することは困難です。 HFCの一の同軸ケーブルについてはFTTHの一芯相当とみなすことが妥当と考えられるため、通信と放送の共用による配賦基準については、一律に「3分の2」となると理解しております。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	(考え方6) いただいた御意見について、本件意見募集の対象である「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方(案)」(以下「本考え方案」と言います。)と整合的であり、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見7) 通信と放送で共用している設備の配賦基準に関しては、一芯方式の場合、まずは3分の2を乗じることで整理されました。 RF方式かIPマルチ方式かに関わらず3分の2のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が適切か否かについては、令和6年3月答申(※)で整理された通り、標準判定式および特異判定式いずれの判定式においても今後、技術の進展、制度の運用状況等も踏まえ検討し、適切なコストドライバについて継続的に見直すべきと考えます。 ※「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日)P20 「一芯の場合における、こうしたRF方式とIPマルチ方式に関わらず2／3のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が、技術の進展等も踏まえ適切か否かは、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要である。」 【ソフトバンク株式会社】	(考え方7) いただいた御意見については、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日情報通信審議会電気通信事業政策部会)の趣旨も踏まえた、この制度についての今後の継続的な検討に当たり、参考とさせていただきます。	無
(意見8) 特異判定式で整理する原価について、実態に即して、放送サービスとの共用回線を把握の上で、放送サービスとの共用回線に限定して費用を圧縮するのであれば、将来的に、通信と放送のトラヒック量の実態を踏まえ、圧縮比が3分の2で良いのかについて検証が必要と考えます。 【KDDI株式会社】	(考え方8) いただいた御意見に対する考え方は、考え方7のとおりです。	無
(意見9) ○一般的に、設備の維持管理費用は、その設備の構築費用に比例すると考えられており、山間部等における伐採や除雪、急な斜面での施工等における追加的工費・物品等、構築費用が都市部よりも高額となることが見込まれる地域特性を反映した実際の構築費用を用いることで、実態に	(考え方9) いただいた御意見については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無

則した維持管理費用の算定が可能となると考えます。 ○実態に即した費用の算定により、事業者が安定してサービスを提供するための適切な支援を受けることが可能となるため、特異判定式による設備管理部門の原価の整理の手法について、費用ごとにそれぞれ個別の区域において実際の設備の構築費用を基に算定した額を合計する手法として整理されたことに賛同します。 ○事業者が設置する既存の電柱等については、特異判定式が適用される地域において、新規整備を行うよりも効率的な設備構築を行うために用いられたものであり、当該地域での役務提供には新規整備と同様に必要な設備として、当然に維持管理費用が生じていることから、公設設備・新規整備として構築した設備と同様に、原価の算定対象とすることが適当であると考えます。また、算定にあたっては透明性の観点から、総務大臣から認可を受けている接続料等を用いることと整理されたことに賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
(意見10) ○設備更新に係る減価償却費について、道路拡幅工事等に伴う設備移転のための設備の除却・再投資、鳥獣害等により損壊した設備の復旧、老朽化等による故障等に伴う設備取替及び災害等により損壊した設備の復旧、及びサービス維持の範疇を超えないと総務省が認める設備の更新に係るものは、事業者が役務提供を行う上で現に発生しているものであり、特異判定式が適用される地域で継続して役務提供を行うためには必要な費用であることから、これらの設備更新に係る減価償却費を原価の対象とすることと整理されたことに賛同します。 ○特異判定式の算定において、通信と放送の共用に関し、未契約者には放送トラヒックが流れないことを踏まえ、町字単位で放送サービスの契約者数を把握したうえで、費用を3分の2に圧縮する対象を実際の放送サービス契約者分に限定すると整理されたことに賛同します。 ○ただし、ブロードバンド基盤を通じて提供される様々なサービスを「放送」「通信」と区分し、放送サービスに係るコストとして、3分の1が支援対象外となり事業者が負担することとなれば、未整備地域や公設地域において事業者が自発的な民設移行や新規整備を行うインセンティブを阻害することや、ブロードバンド基盤を活用した放送サービスの提供ができなくなること等の利用者利便の低下をもたらすおそれがあることから、放送サービスに係るコストについて、本交付金制度とは別の支援を受けられる仕組みを継続して検討いただくことが適当と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方10) いただいた御意見の1つ目及び2つ目の○については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 3つ目の○の御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
(意見11) ○FTTHの收容ルータに係る報告について、特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているかを客観的に確認できるように公表し、透明性や適正性を担保することは必要であると考えますが、「i. 設置町字名」や「iv. 新設しない場合に何らかの手法により使用しなければならない最寄りの收容ルータの設置町字名」等を一般に公表することは、收容ルータの設置場所の特定につながるなどセキュリティ・安全保障上のリスクが生じるおそれがあるほか、当社のエリア展開等に係る情報として、経営情報にもあたると考えられることから、そうした情報は公表の対象とせず、総務省殿への個別報告	(考え方11) いただいた御意見については、本考え方案P.7と整合的であり、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無

とすることが適当と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
(意見12) ○経営情報等を含む情報を一般に公表することは、適正な競争環境を阻害するおそれ等があるため、設備管理部門及び設備利用部門の原価、原価の算定根拠等の公表にあたり経営情報等を除くことと整理されたことに賛同します。 ○大災害などにより例外的に取り扱う費用に係る設備に関する情報について、收容ルータの設置場所や重要施設への設備ルート情報等、一般に公開することによりセキュリティ・安全保障上のリスクが生じるおそれがある情報や事業者の経営情報にあたる情報が含まれる可能性があるものについては、公表は行わず、総務省殿への個別報告とすることが適当と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方12) いただいた御意見については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見13) ○支援区域の指定にあたっては、当該町字における区域指定モデルの算定結果が赤字であることや一者以下提供地域であることが必要となりますが、国勢調査に基づく世帯数の更新など、事業者では予測し得ない事由により区域指定モデルの算定結果等が変動することで支援区域の指定が解除され、交付金による支援が途中で打ち切られてしまうおそれがある場合には、事業者が未整備地域や公設地域への参入を躊躇してしまう懸念があることから、 ①特別支援区域が何らかの理由により特別支援区域でなくなった場合には、解除の理由を示していただくこと ②いずれの第二種適格電気通信事業者の担当支援区域にも指定されていない支援区域においても区域指定モデルで算定された1回線あたりコスト等を公開していただくなど、事業者が未整備地域や公設地域への参入を判断する際に必要となる交付金支援の継続性について、予め見通しを得るための判断材料を開示いただくこと といったような対応が必要となると考えます。 ○また、区域指定モデルが実態に則したものとなっているかについては今後も検証を継続すべきものであることから、将来的にモデルを見直した結果、ひとたび支援区域から解除されたものの中から再度支援区域とすべきものが出てきた場合には、特別支援区域のうち特異判定式を適用すべきものとして指定することなどを検討することが必要であると考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方13) いただいた御意見に対する考え方は、考え方4のとおりです。	無

■ 第三章 第二種負担金

意 見	考え方(案)	案の修正
第一節 総則		

(意見14) 第二種負担金の徴収対象となる事業者(MNO)が、MVNOに第二種負担金を転嫁されうること考えれば、MVNOが卸役務を利用してエンドユーザに、通信モジュール向け等の電気通信役務を提供している場合には、当該役務に係る卸役務は、第二種負担金の対象回線数にカウントしないことに賛同いたします。 なお当該回線数を把握するにあたっては、事業者間の競争に影響を及ぼす可能性や、MVNO各社への運用負担等を考慮すると報告規則を改正の上、総務省殿がMVNO各社からMNO毎に第二種負担金算定の対象外となる回線数等の報告を受けることが望ましいと考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(考え方14) いただいた御意見の前段については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 なお書きの御意見については、本考え方案P.9及び12と整合的であり、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見15) 現状の報告規則において、「SIMカード型」、「通信モジュール」等の区分があるところ、「通信モジュール」として報告している回線数は、負担金算定の対象外であると認識しておりますが、この点、MVNOによっては「SIMカード型」であってもIoT端末や閉域網向けの役務(省令40条の7の2に該当する役務)、下り名目速度1Mbps未満の役務、音声のみの役務等が含まれている場合もあることから、そのような役務も報告対象とし、負担金算定の対象外として頂くことを要望いたします。 またMVNOには多種多様な事業者が存在し、主要な事業分野(個人向け/IoT向け等)は様ではないことを踏まえると、第二種負担金算定の対象外となる回線数を把握するだけではなく、MNOからMVNOに公平に負担金を転嫁できるようにする必要があると考えます。 この点、一次MVNO(契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る。)と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告する方法であれば、MNOからMVNOに公平に負担金を転嫁することが可能であると考えことから、当該方法について賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(考え方15) いただいた御意見の前段については、ご指摘のような役務についても、報告対象とし、負担金算定の対象外とすることを想定しています(電気通信事業法施行規則第40条の7の2各号参照)。 その他の御意見については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見16) 負担金の徴収対象の基本的な考え方は、高速度データ伝送電気通信役務(総務省令で定めるものを除く。)を提供する電気通信事業者であることから、以下のとおり整理される理解です。 ・ 接続の場合は、接続先(当該役務をエンドユーザに提供している者)が徴収対象となる。 ・ 卸の場合は、卸元・卸先の両方が徴収対象として想定されるものの、以下答申の通り、制度の簡素化の観点で卸元が徴収対象となる。 (参考)「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度の在り方答申」(令和5年2月7日)P57～58 「卸電気通信役務の提供を受けた卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合、卸元事業者から卸先事業者へ提供される卸電気通信役務についても、二号基礎的役務に位置付けることとしていること(2.(2)②を参照)、卸先事業者は当該卸電気通信役務を利用してエンドユーザにブロードバンドサービスを提供していることを踏まえると、卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資すると考えられ、実際	(考え方16) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用等に当たって参考とさせていただきます。 なお、いただいた御意見の中に、この制度に関する回線数報告に関し、「MVNOを直接関与させるフロー」が「過去に「卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資する」とされた整理と逆行している」との御指摘がありますが、これについては、本件に係る「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」(以下「コスト算定等研究会」という。)の議論の過程において、MVNO側から御主張いただいた、「MVNOからMNOに対して役務の提供状況を報告することは事業者間の公正な競争に影響を及ぼす可能性がある」旨の御意見を踏まえ、このように整理するに至った	無

に、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。 上記を踏まえ、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、支援機関は、卸元事業者による卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて、卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当である。」 一方で、移動体については、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について（諮問第3162号）」にて「仮想移動電気通信サービス」が負担金の徴収対象から除外され、電気通信事業法施行規則第40条の7の2条（法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）にてその旨が規定されています。 上記の前提から、MNOがMVNOの回線数分も含めて報告することを念頭に、その回線数報告の正確性（通信モジュールの除外等）をどのように確保すべきかという課題が提起され、これまで議論がなされていた理解です。 今回の総務省整理では、報告の正確性の確保のためにMVNOを直接関与させるフローとなっていますが、これは、過去に「卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資する」とされた整理と逆行しています。 加えて、回線数の報告においてMVNOの情報を正とする整理をするのであれば、MVNOから直接負担金を徴収するのが合理的ですが、制度上これが不可のため、本来不要な運用が追加され煩雑な整理となっています。 仮に回線数報告において、正確性確保のためにMVNOにも直接関与させるフローとするのであれば、MNO側で把握できる範囲に着目し、サービス卸と、L2接続型卸・L2接続は別のフローとすべきであり、具体的には以下の通り整理されるべきです。このように整理することで、報告対象からの報告を他事業者からの報告を元に調整するといった調整も不要となり、電話のユニバーサルサービスと同等の運用の簡素化が考慮された整理ができるものと考えます（※現状の総務省整理との比較は別添を参照）。＜事務局注：別添は割愛します＞ 【①固定：卸】 卸元が徴収対象になるため、回線数報告は卸元・支援機関からの負担金の徴収先も卸元 【②固定：接続】 接続先が徴収対象になるため、回線数報告は接続先・支援機関からの負担金の徴収先も接続先 【③移動体：サービス卸】 卸元が徴収対象になるため、回線数報告は卸元・支援機関からの負担金の徴収先も卸元 【④-1移動体：L2接続型卸】 提供形態はL2接続と同じであることから、L2接続の整理と同様の整理とし、回線数報告は卸先・支援機関からの負担金の徴収先も卸先 【④-2移動体：L2接続】 接続先が徴収対象になるため、回線数報告は接続先・支援機関からの負担金の徴収先も接続	ものです。
---	--------------

先 なお、上記の実現には、電気通信事業法施行規則第40条の7の2条について以下対応が必要と考えることから、今後の制度見直しにおいて検討いただくことを要望いたします。 ・ 第1号「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」の対象から、L2 接続型卸を除外 ・ 第2号ト「仮想移動電気通信サービス」の削除 L2接続型卸はMNOの報告からは除外する旨の規定の追加 【ソフトバンク株式会社】		
(意見17) 総務省殿がMVNOの報告に基づき一次MVNO毎の対象回線数比等を算出し、MNO各社は当該回線数比により、第二種負担金の対象回線数から対象外回線数を控除するものと考えますが、当該回線数比は、事業者間の競争に影響を及ぼす可能性が考えられることから、目的外利用されないように、配慮いただくことを要望いたします。また、適正性を確保する観点から総務省殿から一次MVNO各社に対しても、同様に当該回線数比(内訳として二次MVNO以降の対象回線数比を含む)を通知頂くことを要望いたします。 また契約数3万未満の一次MVNO(L2接続をしていない者。いわゆるサービス卸等。))については、MNOが第二種負担金算定の対象外となる回線数を報告して把握することになると考えますが、当該MVNOが認識する対象外回線数とMNOが認識する対象外回線数に齟齬が発生しないようご対応頂くことを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(考え方17) いただいた御意見については、目的外利用がされないことも含め、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。 なお、いただいた御意見の後段について、この制度の円滑な運用に向けての関係者間における適切な協力は必要と考えます。	無
(意見18) 総務省への回線数報告の枠組みについては、制度の透明性と実効性を確保する観点から、その基本的な方向性に賛同いたします。 一方で、MVNOの事業モデルが多様化し、取引関係も重層的になっている現状に鑑みれば、総務省が当該回線数報告を受けた後の関係事業者間の応分の負担の実務運用において、MNO-MVNO間における費用負担の実態や事業者としての受益を精緻に反映できるよう、更に詳細な検討が必要と考えます。具体的な懸念として、例えば、MVNOが総務省に報告する際には実際に利用されている回線数(休眠回線を除いた数)を報告する一方、MNOは卸提供している全回線数(休眠回線を含む数)を報告する場合、支援機関からMNOへの負担金請求額におけるMVNOの応分の負担の適正性について、MNO-MVNO間で認識に乖離が生じる可能性があります。こうした制度運用上のトラブルを防ぐためには、事業者間での緊密な情報連携と調整が不可欠です。 したがって、総務省が報告を受けた後のMNOの負担金納付の在り方については、実務上の課題に柔軟に対応できるよう、事業者間の協議によって個別具体的な課題を抽出し、実態に即して制度運用を図ることが必要であると考えます。 【KDDI株式会社】	(考え方18) いただいた御意見の第一パラグラフについては、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の第二パラグラフ以降については、考え方17の後段のとおり、この制度の円滑な運用に向けての関係者間における適切な協力は必要と考えます。	無

(意見19) MNOの卸回線のうち、MVNOにより通信モジュール向け等に役務提供されている回線数の把握の仕組みについて、交付金・負担金制度の運用開始後も、事業者への負担や利用者への影響等を確認いただき、必要に応じて対応方法の見直しを検討いただきたいと思います。 【株式会社NTTドコモ】	(考え方19) いただいた御意見については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえ、今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見20) 第二種負担金の算定にあたり、対象除外となる通信モジュール向け等に役務を提供する場合の回線数把握のため、各MVNOからの回線数報告が予定されているが、各MVNOが適切な報告を実施する観点、また各MVNOがユーザ転嫁を行う場合のユーザからの見え方(ユーザの制度理解の促進)の観点から、対象除外となる通信モジュールの事例や除外対象サービスの考え方等について、省令やガイドライン等において明確にさせていただくことが重要と考えます。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	(考え方20) いただいた御意見については、電気通信事業法施行規則第40条の7の2各号に既に明定されているところです。 この制度においては、国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な周知・広報を重畳的に行うことが重要なものと考えており、今後適切に対応させていただくことを想定しています。	無
(意見21) 今回の「回線数のカウント方法例」には記載はありませんが、負担金の対象外とされている閉域網通信(IP-VPNや広域イーサネット)サービスの足回り回線として負担金対象となる卸電気通信役務(FTTH卸やモバイルデータ通信卸)を利用しているケースにおいて、卸元事業者より卸先事業者に負担金が転嫁されるケースが想定され、その場合は卸先事業者においてエンドユーザへ転嫁を行うことが想定されます。 卸先事業者がエンドユーザに負担金転嫁を行う場合、除外対象とされている閉域網通信役務利用にもかかわらず負担金を請求されることについて、エンドユーザの混乱を回避するためにも、算定方法の事例として丁寧な解説または制度解釈を省令やガイドラインにおいて記載いただくことを要望いたします。 【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】	(考え方21) いただいた御意見について、この制度においては、国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な周知・広報を重畳的に行うことが重要なものと考えており、今後適切に対応させていただくことを想定しています。	無
(意見22) 第二号算定等規則に基づき第二種負担金を適正に算定するためには、負担金算定の対象範囲および事業者間で連携する情報について各事業者が十分に考慮し、適切に回線数を報告できるようにするための制度基盤の整備が必要であると考えます。 この点、現行の報告規則において「通信モジュール」として回線数を報告する際、事業者ごとに認識が異なる可能性があり、役務別・用途別等で報告基準が一貫していない状況も想定されることから、各事業者が適切に回線数を報告するために負担金算定の対象外となる定義を明確にさせていただくことを要望します。 また、本制度の適正かつ円滑な運用に向けては、卸元であるMNOや一次MVNOごとの事業者情報を卸元事業者から卸先事業者へ正確に情報提供することが重要であると考えられるため、ガイドライン等でその基本的な考え方や運用方法等をお示しいただき、制度開始までに十分な周知・説明を要望します。 【株式会社オプテージ】	(考え方22) いただいた御意見に対する考え方は、考え方20のとおりです。	無

(意見23) 周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントすることや、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数は、当該高速度データ伝送電気通信役務と併せて一カウントとするとの整理より、これまでの当社主張のとおり実態としての受益の程度を踏まえた整理がなされたと理解しています。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方23) いただいた御意見については、御指摘のような役務につき一カウントとすることに対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見24) 第二種負担金の算定方法について、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」最終取りまとめ(令和4年2月2日)において、「各負担者の受益の程度は、基本的には、利用者(エンドユーザ)の数に比例するとの考え方」を踏襲し、「1契約当たりの契約単価により各負担対象者の負担金額を算定することが適当」と示されています。また、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」(令和5年2月7日)においては、「ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める受益者負担制度である」と示されています。これらの基本的な考え方に基づき、回線数を基準とした負担金算定の枠組みが示されたことについては、適切であると考えます。 一方で、キャリアアグリゲーションや公衆無線LANアクセスサービス、ローミングなど、個別具体的なサービスに基づき、その算定方法が検討されていますが、複数のネットワークを組み合わせ提供されるサービスについては、利用者から見て一体的なサービスとして認識されており、その受益も一体不可分なものとなっていることなどを踏まえ、利用者数に比例するという基本原則に立ち返り、同一の利用者による重畳的な利用については1回線として扱うといった考え方を明確に示すことが、制度運用上は望ましいと考えます。 このような考え方を明確に示すことにより、今後新たなサービスが登場した際にも、その都度詳細な制度設計の議論を要することなく、利用者の受益の実態に即した適切な負担の在り方を導き出すことが可能になると考えます。また、制度改正に要する時間的制約により丁寧な検討が行われず、結果として利用者や事業者が必要以上の負担を強いられる事態(特に、利用者自身が認識する契約回線数と乖離した負担を強いられる事態)を回避する観点から、「利用者数に応じた負担」という基本原則を省令等において明確に位置付けていただくとともに、その原則に基づいた回線数のカウント方法の基準を示していただくことを要望いたします。 【KDDI株式会社】	(考え方24) いただいた御意見の前段については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段について、本考え方案の作成に当たっては、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申(令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会)」P.59に記載のとおり、第二種負担金算定の単位として「回線数」を用い、一回線当たりの単価に事業者ごとの回線数を乗じて当該事業者ごとの第二種負担金の額を算定することを原則としています。	無
(意見25) D2C(Direct to Cell)サービスについても、「利用者の受益の程度に応じた負担」という基本原則に立ち返って検討することが重要と考えます。 特に、既存の通信サービスの機能を補完・拡張する形で提供される新たなサービスについては、利用者にとって一体的なサービスとして認識されることが想定され、このような場合、当該サービスを既存のサービスとは別個の回線として扱うことは、利用者の受益の実態と乖離する恐れがありま	(考え方25) いただいた御意見については、コスト算定等研究会第15回会合における資料1のP.1に記載し、当該会合当日の事務局説明のとおり、サービスイン時に別途検討することとしています。なお、御指摘の「原則」は、考え方24のとおりです。	無

す。 したがって、このようなサービス(単独サービスとして提供される場合を除く)については、既存のサービスと一体的に1回線として取り扱うことが適当と考えます。「利用者数に比例する」という基本的な考え方とも整合しており、今後登場する新たな技術やサービスに対しても、この原則に基づいて柔軟かつ適切な制度運用がなされることを要望いたします。 【KDDI株式会社】		
(意見26) 公衆無線LANアクセスサービスの制度適用に関する考え方案について、制度設計の在り方及び検討過程の両面から、慎重かつ丁寧な取扱いが必要と考えます。 第一に、本考え方案の検討過程において、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスをはじめとする公衆無線LANサービスを専業とする事業者へのヒアリング等を通じて、その声を最優先に反映した上で方向性が出されるべきであると考えます。公衆無線LANサービスの事業者のビジネスモデルは様々であり、その収益構造次第では、制度適用により事業の存立基盤が揺らぐ可能性もあると想定されます。携帯電話事業者の付随的なサービスとしてのみ捉えるのではなく、独立した事業としての実態に即した丁寧な制度設計が不可欠と考えます。 第二に、「受益」と「応分の負担」の適正性の観点から、本考え方案には課題があります。当社が提供するau Wi-Fi SPOT/au Wi-Fiアクセスは、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが役務提供主体となっていることから、本考え方案に照らせば株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスは負担対象となる一方、ほぼ同様の提供形態であっても他社の公衆無線LANを卸電気通信役務として調達した上で、自社のサービスとして直接役務提供を行う場合の公衆無線LANは対象外となります。条件不利地域のブロードバンドサービス維持のための制度化(ユニバーサルサービス制度整備)による公衆無線LANサービス事業者の受益の程度は、直接提供か卸提供か間接販売かというビジネスモデルによって変わるものではないにもかかわらず、公衆無線LAN事業者間で応分の負担に差異が生じることは制度設計として適切ではありません。したがって、高速度データ伝送電気通信役務の利用を条件に提供される公衆無線LANの回線数は、「自ら」を条件とする必要はなく、公衆無線LANの役務提供主体に関わらず併せて一カウントとすることが適当と考えます。 第三に、経過措置期間中に無料サービスのみを対象外とする整理について、再考を要望いたします。経過措置における配慮の趣旨は、「高速度データ伝送役務の利用を条件とせず、別途の契約(例:会員制度への加入等)に基づいて提供される公衆無線LANアクセスサービスを対象外とする」という考え方に基づいた、サービスの提供形態に着目した合理的な整理と理解しています。このような考え方に基づくのであれば、当社のPontaパス会員向けサービスのような、有料であっても同様に別途の契約に基づいて提供される公衆無線LANアクセスサービスについても、同様の配慮が必要と考えます。「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」最終取りまとめにおいて示された「受益の程度は利用者数に比例する」という考え方からも、公衆無線LANサービスの受益の程度は、その料金設定(有料・無料)ではなく、サービスの提供形態に基づいて判断されるべきです。したがって、経過措置期間中の取り扱いについては、有料・無料という形式的な区分ではなく、別途の契約に基づく提供という実態に着目し、有料のサービスについても負担の対象外とすることが適当と考えます。	(考え方26) いただいた御意見を踏まえ、公衆無線LANアクセスサービスに係るカウント方法については、本考え方案P.9及び12の記載を、次の<u>下線部</u>のとおり修文いたします。その他の御意見については、今後の運用等に当たって参考とさせていただきます。 ○ 原案: ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととする ○ 修正案: ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととし、<u>また、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に別途の契約で他の事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする</u> なお、いただいた御意見の冒頭部分に関し、第二種負担金の算定対象となる電気通信役務については、令和4年6月に改正された電気通信事業法第110条の5第1項の規定を根拠に、(複数の電気通信事業者にもオプザバとして御参加いただき、令和4年7月から6回にわたり開催された「ユニバーサルサービス政策委員会ブロードバンド基盤ワーキンググループ」等の議論を経て令和5年2月に取りまとめられた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」(情報通信審議会電気通信事業政策部会)を踏まえて、)令和5年6月に改正された電気通信事業法施行規則第40条の7の2の規定に、既に「仮想移動電気通信サービス」、「通信モジュール向けに提供する電気通信役務」等は除いて「高速度データ伝送電気通信役務」とする旨が明定され、かつ、施行されて一年以	有

このように、本制度が公衆無線LAN市場に与える影響は極めて大きく、多くのアクセスポイントの撤退や削減を招く恐れがあります。これは単なる事業者の収益性の問題にとどまらず、災害時や通信障害発生時における「00000JAPAN」のような重要な公共インフラとしての機能が損なわれることを意味しており、日本の通信インフラや国民生活の安心・安全を脅かしかねない問題として認識する必要があります。 以上を踏まえ、公衆無線LANアクセスサービスの扱いについては、公衆無線LANを専業とする事業者への丁寧なヒアリング等を行い、その社会的意義、「受益」と「応分の負担」の適正性、市場実態への影響等を総合的に勘案し、政策的な検討が行われることを強く要望いたします。本制度が公衆無線LANの健全な発展を阻害することなく、真に国民の利益に資するものとなるよう、慎重に検討頂くことを求めます。 【KDDI株式会社】	上経過しているところです。	
(意見27) 公衆無線LANアクセスサービスは、交付金・負担金制度において負担対象となるのみで第二種交付金による補助を受けることが現状ないことに加え、無料による提供や都度契約による提供実態があり、利用者の認識も無料が前提であると考えられることを踏まえれば、公衆無線LANアクセスサービス役務自体を第二種負担金の算定対象外とする等の柔軟な整理も取り得たのではないかと考えます。 当社が提供するd Wi-Fiについて、今後、対応を検討していく中で、サービスの継続が極めて困難となるような課題が生じる可能性もあることから、交付金・負担金制度の運用開始にあたっては事業者の具体的な対応状況を踏まえ、公衆無線LANアクセスサービスに関する第二種負担金の算定対象役務の見直しの可否を検討いただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】	(考え方27) 第一パラグラフでいただいた御意見について、第二種負担金の算定対象となる電気通信役務については、令和4年6月に改正された電気通信事業法第110条の5第1項の規定を根拠に、(複数の電気通信事業者にもオプザバとして御参加いただき、令和4年7月から6回にわたり開催された「ユニバーサルサービス政策委員会ブロードバンド基盤ワーキンググループ」等の議論を経て令和5年2月に取りまとめられた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申」(情報通信審議会電気通信事業政策部会)を踏まえて、)令和5年6月に改正された電気通信事業法施行規則第40条の7の2の規定に、既に「仮想移動電気通信サービス」、「通信モジュール向けに提供する電気通信役務」等は除いて「高速度データ伝送電気通信役務」とする旨が明定され、かつ、施行されて一年以上経過しているところです。 第二パラグラフでいただいた御意見については、コスト算定等研究会における議論を踏まえ、本考え方案P.9及び12に記載のとおり経過措置を設けることとしています。今後の運用に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見28) まず、制度設計にあたり、公衆無線LANアクセスサービスへの適用については、その事業構造についてご理解をいただいたうえで政策決定を行っていただきたいと考えます。 当社が構築・運営する公衆無線LANアクセスサービスの電気通信設備(公衆無線LAN設備)は、当社契約者向けのサービス(都度利用の無料公衆無線LAN、いわゆる「フリーWi-Fi」を含む)に加え、事業者向けの設備単位での卸提供、特定のネットワーク(無線LANのSSID)単位でのローミング、利用者または端末に割り当てるID単位での再販、さらに特定の利用者グループ専用サービス(例:「〇〇会員」向けのWi-Fiサービス)の提供など、さまざまな用途に対応する形で運用しています。また、ほぼ全ての公衆無線LAN設備は、これら複数の用途を重畳させ、運用費用を分	(考え方28) いただいた御意見に対する考え方は、考え方26のとおりです。 なお、この制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保され、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める制度です。 また、個々の高速度データ伝送電気通信役務の利用者料金に対する第二種負担金の一回線当たりの単価の比率に関する御意見について、第二種負担金は、一義的には電気通信事業者が負担する	無

担することで維持されています。

ここで、公衆無線LAN設備を運営し、サービスを提供する視点から、本考え方案には以下の2点で課題があると考えております。

1点目(公平性の観点)

本考え方案では、他の高速度データ伝送役務の契約者に対して公衆無線LANサービスを提供する形態において、当社から当該高速度データ伝送役務の提供事業者に対する提供形態が卸形態であれば適用対象外となる一方、当社が役務提供主体として再販等を行う形態においては適用対象とされております。

当社が事業者を介して提供する便益の程度は同等であるにもかかわらず、ビジネスモデルによって負担の適用が異なるという考え方は、合理性と公平性の点で問題があります。なお、当社が役務提供主体という形で提供する高速度データ伝送役務の提供事業者は、KDDI株式会社のほか複数のMVNO事業者があり、後者においては、公衆無線LANを自社の役務として提供することに伴う各種オペレーションの負担が、事業規模の大きい大手MNOに比べて相対的に厳しく、こうした事業者に対する配慮も必要であると考えます。

2点目(負担と影響の大きさの観点)

公衆無線LANサービスには、利用者に無料で提供されるものが多く存在します。当社が有償サービスとして提供する場合も、全国で容量無制限に利用できるプランが月額182円(税別)からと非常に低価格であり、事業者への卸価格や再販時の仕切り価格はさらに低く設定されています。このため、他の高速度データ伝送役務と比べて市場価格に大きな乖離があり、同一の負担が適用された場合、その影響(負担の上昇率)は他の役務に比べて非常に大きくなります。また、公衆無線LAN設備は、先述の通り、複数の用途を重畳させることで個々の負担が軽減されている背景があり、負担の増加に伴って撤退するサービスが生じれば、その影響は他のサービスにも波及する構造となっています。そのため、負担の適否および適用する場合の水準は、こうした影響の大きさを考慮した上で決定されるべきであると考えます。

また、適用する場合の金額の水準については、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申の「4. その他必要と考えられる事項」において触れられている通り、「受益の差に係る負担額の公平性」の観点からも継続的な検討を行っていただくことを希望します。

公衆無線LANは近年、その公共的な役割がますます重要になっています。公衆無線LANは、スマートフォンをはじめとする多くのデバイスで、手軽に無料または低価格でインターネットにアクセスでき、公共サービスのデジタル化が進む中で、「誰一人取り残さない」ための通信インフラとして機能しています。また、災害時の情報伝達手段としても役割を果たし、地域住民から訪日観光客まで、幅広い層に利便性を提供しています。さらに、都市部だけでなく、携帯電話の不感エリア対策やデジタルデバイドの解消手段としても活用されており、社会インフラの一部としてその役割は拡大しています。

本考え方案における公衆無線LANアクセスへの本制度の適用に関しては、弱者に対してより厳しい内容になっていると言わざるを得ません。上述の公衆無線LANサービスの事業構造、市場環境、そして社会的な役割を踏まえ、公平性の確保が必須であることはもちろん、その影響の大きさ

ものであるため、当該単価を検討するに当たり当該利用者料金は直接の関係はないものと考えておりますが、いただいた御意見は、関係各者に過度な負担を生じさせないことを前提に、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申P.33の指摘も踏まえ、「負担額の算定方法が」「利用者間における負担の不公平感を招かないよう」、また「受益の差に係る負担額の公平性について」引き続き検討していく中で参考とさせていただきます。

を考慮した上で判断していただくことを強く希望いたします。 【株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス】		
(意見29) ○第二種負担金の算定にあたり、サービスや役務の種別により負担金対象となる回線数のカウント方法が異なり、MVNOについては事業者規模や卸形態により回線数の把握・報告方法が異なるなど、負担対象回線数の把握は事業者にとって複雑なものとなっており、固定ブロードバンドや移動体等、複数のサービス・事業を営んでいる事業者も存在することを踏まえ、運用における混乱を回避し、負担の公平性を担保するためにも、総務省殿から負担金の負担対象事業者に丁寧な周知、説明を実施いただきたいと考えます。 ○また、事業者における過度な稼働負担を避けるためにも、回線数のカウント方法や回線数の把握・報告方法等においては、可能な限りシンプルな方法となるよう、継続して検討いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方29) いただいた御意見の1つ目の○については、国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な周知・広報を重畳的に行うことが重要なものと考えており、今後適切に対応させていただくことを想定しています。 2つ目の○の御意見については、過度な稼働負担を避けるためにも、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。	無

■ 電気通信事業法施行規則の一部改正

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見30) 事業者による回線規模報告を毎年6月から毎年8月へ変更との点について、実運用に鑑み事業者等へも配慮し時期を調整いただいたと理解いたしました。 今後、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度の運用の開始にあたり、回線規模報告のように実運用において負荷が想定以上に高いという事象が発生し得ると考えるため、運用の開始後も、事業者や総務省、支援機関の負荷低減のために必要な見直しを実施いただきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方30) いただいた御意見の前段については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえ、今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見31) 回線規模報告の時期を6月から8月に、支援区域の指定等を8月から11月に後ろ倒しすることについては、より精緻な報告を可能とし、事業者や支援機関の負担軽減にも資することから、適切な措置であり賛同いたします。 他方で、第二種負担金の算定のための回線数に係る報告を毎月行うこととされておりますが、事業者の制度開始後の運用実態を注視しつつ、必要に応じて報告頻度の検討を要望いたします。 制度の安定的な運用を確保しつつ、総務省・事業者・支援機関等の実務上の課題に柔軟に対応できるよう、運用開始後においても適宜適切に見直していただくことを要望いたします。 【KDDI株式会社】	(考え方31) いただいた御意見の前段については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえ、今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無

(意見32) 報告規則の改正にあたっては、項目追加や集計単位の細分化等が想定されるところ、作業や運用が複雑になることも想定されるため、MVNO各社が共通認識にて適切に報告するために、報告対象役務の定義や区分について明確化いただくことについて賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(考え方32) いただいた御意見については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見33) ○第二種負担金の算定に係る役務の範囲を明確化すると整理されたことに賛同いたします。 なお、範囲の明確化にあたっては、負担対象となる役務が意図せず増えてしまう事態を避けるためにも、負担金対象外となる役務を規定するブラックリスト方式ではなく、負担金対象となる役務を規定するホワイトリスト方式としていただくことが望ましいと考えます。また、負担金の対象役務については事業者へ十分な周知を行っていただくとともに、利用者にも広く理解が得られる状態とするために、総務省において対象となる役務が何であるか、広く国民に対して周知活動を行っていただきたいと考えます。 ○本交付金制度において、初期整備費用は補助事業・自治体による整備を前提に支援対象外となっており、本制度を活用した役務提供を行う支援区域の中には、今後、高度無線環境整備推進事業等の補助金を活用し、自治体と連携した初期整備が行われるケースも想定されることから、本制度における回線規模報告等の時期の変更等によって補助事業を活用した整備を遅らせざるを得ないといった事象が発生しないよう、総務省殿において考慮いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	(考え方33) いただいた御意見の一つ目の○の冒頭については、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。 なお書きの御意見の前段については、施行規則第40条の7の2各号に既に明定されているところです。 なお書きの御意見の後段については、国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な周知・広報を重畳的に行うことが重要なものと考えております。 2つ目の○の御意見については、本考え方案P.11に記載した「事業者による回線規模報告及び支援区域の指定等の時期変更」に係る御意見ではありませんが、この制度についての今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見34) 第二種負担金の額の算定方法は、「回線数×(すべての役務で共通の)回線単価」とされているが、利用実態を勘案すると、回線単価の利用者数は1名～推定数千名(法人向けサービスの場合)と必ずしも公平な負担が実現されていない。 利用実態に応じた公平な負担となるよう、適正な負担金の額の算定について引き続き検討をお願いしたい。 例えば、想定される対象役務の平均的な利用者数を想定し、異なる回線単価を適用することも妥当性があると考えます。その場合、負担額の算定や運用が複雑とならないよう、固定回線においては、①戸建・集合住宅向け個人顧客対象サービス、②オフィス向け法人顧客対象サービス、③集合住宅向け一括契約サービスといった大きく分類する方法が考えられる。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	(考え方34) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担を生じさせないことを前提に、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申P.33の指摘も踏まえ、「負担額の算定方法が」「利用者間における負担の不公平感を招かないよう」、また「受益の差に係る負担額の公平性について」引き続き検討していく中での参考とさせていただきます。	無

■ 電気通信事業報告規則の一部改正

意 見	考 え 方 (案)	案の
-----	-----------	----

		修正
(意見35) 第二種交付金・第二種負担金の算定のための回線数の報告様式の追加に当たっては、毎月の報告となることも踏まえ事業者の負担とならぬよう、その内容(粒度等)については目的に照らし必要最低限の内容とすべきであり、事業者と事前に調整いただきたく考えます。 第二種負担金の算定のための回線数報告は令和8年3月から開始(令和8年1月分から報告が開始)と整理されているところ、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスでは、番号単位で判別すればよい電話のユニバーサルサービスとは事情が大きく異なり、対象サービスの選定の複雑さがある中で事業者としては課金側との連携も意識し、毎月の報告のためにシステム化を含む運用構築を行う必要があることから、相応の負荷があることを考慮し十分な準備期間を設けていただきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(考え方35) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見36) 交付金・負担金の算定のための回線数の報告様式の追加について、報告内容は必要最低限に留める等、事業者にとって過度な負担とならないように留意して検討いただくとともに、事業者によっては制度開始に向けて社内システムの改修等に時間を要するケースが考えられるため、追加される報告様式の具体的な内容を早期に明確にいただくことを要望します。 また、回線数報告を毎月とする規律について、現行の報告規則に基づく四半期報告と報告内容等に一部重複が生じることも考えられるところ、今後の制度設計においては、現状の報告様式との統合等、事業者の負担軽減・効率化等に留意し検討いただくことを要望します。 【株式会社オプテージ】	(考え方36) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見37) ブロードバンドユニバーサルサービス制度の利用者への請求開始時期(2026年1月利用分)について、十分な準備期間の確保を要望いたします。 本制度の導入に際しては、報告対象サービスの特定、運用体制の構築、システム開発に加え、利用者への丁寧な説明と理解促進が不可欠です。本考え方案では、回線単価の算定(2025年11月)から請求開始(2026年1月利用分)までの期間が約1か月程度と極めて短い制度設計がなされておりますが、これらの対応を万全に行うため、事業者・利用者の観点から丁寧な検討が必要と考えます。拙速な導入は利用者の混乱を招く恐れがあることから、制度の詳細確定後に十分な準備期間を設けていただくよう要望いたします。 【KDDI株式会社】	(考え方37) いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。	無
(意見38) 報告タイミングについては、正確性の観点からは電話のユニバーサルサービスと同様に毎月実施が望ましいもののMVNOの事業規模・体制は小ささまざまであり、その運用負担を考慮すると、現状の報告規則と同様に四半期毎(3か月分)とすることを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(考え方38) いただいた御意見について、御指摘の「報告タイミング」については、正確性の観点に加えて、第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な費用の発生と、応分の負担を求めるべきタイミングが、可能な限り近い時期となり、コスト算定等研究会の第13回会合の資料2のP1及びP2にあるとおり、できる限りデメリット(支障)が小さくなること	無

	を指向し、かつ、同研究会第13～15回会合の議論を踏まえ、毎月報告をお願いすることを想定しています。いただいた御意見については、今後、この制度の運用が開始された後の関係各者の状況も踏まえた継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。	
(意見39) 交付金・負担金制度の運用開始時点では、電話のユニバーサルサービス制度に倣い、第二種負担金算定に係る回線数の報告を毎月実施する方針に賛同しますが、令和7年8月に実施予定の特別報告や交付金・負担金制度の運用開始後の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討いただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	(考え方39) いただいた御意見に対する考え方は、考え方38のとおりです。	無
(意見40) FTTHアクセスサービスの省令報告は、卸契約数や卸元別・卸先別といった詳細な報告が必要となっており、現時点においても他役務の省令報告に比べて、事業者の負担は大きいものとなっている。 負担金を適切に算定するため、現状よりも詳細な報告が必要となることが想定されることから、月単位ではなく四半期単位を維持することを含めて、事業者の過度な負担とならない運用としていただきたい。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	(考え方40) いただいた御意見に対する考え方は、考え方38のとおりです。	無
(意見41) 第二種負担金の算定のための回線数に係る報告の手続きについて、制度の安定的な運用には事業者にとって過度な負担とならないよう簡素化・効率化を図ることが重要と考えます。 今回の考え方案では報告の頻度は毎月とする案が示されておりますが、3か月に一度、各月の回線数を報告する案と比べて、制度上の趣旨が変わる等の深刻なメリット・デメリットの差は無いように考えられることから、3か月に一度、各月の回線数を報告する案とすることで事業者負担の軽減を図ることを要望いたします。なお、毎月報告として運用開始する場合においても、開始後の状況をふまえて報告頻度の見直しを検討いただくことが必要と考えます。 また、第一種負担金の算定のための回線数報告の頻度についても、現在は毎月報告とされているところ、第二種負担金の報告頻度と同様、事業者負担の軽減を図る観点から、例えば3か月に一度、各月の回線数を報告する等、報告頻度の見直しを検討いただくことを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(考え方41) いただいた御意見の第一、第二パラグラフに対する考え方は、考え方38のとおりです。 いただいた御意見の第三パラグラフについては、今回の意見募集の対象範囲外ではありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。	無

■ 雑則

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見42) 〇デジタル社会の実現に向けた「構造改革のためのデジタル原則」の指針に基づいた第一号算定等規則におけるデジタル原則に関する規定を整備すると整理されたことに賛同します。	(考え方42) いただいた御意見について、本考え方案に対する賛同の御意見として承ります。	無

なお、電気通信事業法施行規則第四十条の四において第一号基礎的電気通信役務収支表、同規則第四十条の四の六において第二号基礎的電気通信役務収支表及び特別支援区域整備・役務提供計画書、電気通信事業会計規則第十八条において財務諸表について、営業所その他事業所への備置き義務が規定されております。第一号基礎的電気通信役務収支表や財務諸表については近年閲覧に関する問い合わせの実績がないことを踏まえると、第二号基礎的電気通信役務収支表及び特別支援区域整備・役務提供計画書も含めてインターネットでの公表が利用者にとっても効率的であると考えられ、備置き義務の廃止について検討いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	なお書き以降の御意見について、第二号基礎的電気通信役務収支表は第二種負担金に対応する高速度データ伝送役務提供事業者、特別支援区域整備・役務提供計画書は該当町・字の関係者に、それぞれ広く周知されることが重要と考えており、こうした趣旨及び第二種適格電気通信事業者の業務の効率化も踏まえ、その適切な公表方法についても検討します。 なお、電気通信事業会計規則に関する御意見については、今回の意見募集の対象範囲外ではありますが、今後、適切に対応させていただきますことを想定しています。
---	---

■ その他

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見43) 今役所がこのテーマにギアギア言い始める理由がわからない悪いことやろうしてるような空気を感ずる物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？税金使ってまでやることなの？ 【個人A】	(考え方43) 本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の制定・施行を踏まえ、今後開始する交付金・負担金制度の運用に向け必要な手続等を整備しようとするものです。	無
(意見44) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスについては、放送事業者からも負担金を徴収すべきである。なぜなら、今後テレビ放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替が行われる見通しであり、負担の公平な分担が必要であると考えられるからである。 【個人B】	(考え方44) いただいた御意見については、今回の意見募集の対象範囲外ではありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
(意見45) 新規参入の赤字企業に負担を強いるのはおかしい。例えば、楽天モバイルは赤字が数年つづいており、利益がない状況だ。利益もないのに負担を強いるのはおかしい。赤字の要因としては、楽天モバイルが参入した途端、無理な携帯料金の値下げ要求をしたこと、楽天モバイルに割り当てられているプラチナバンドは他社に対して非常に狭いことなど、総務省が意図的に楽天モバイルを冷遇していることが挙げられている。天下りが関係しているのは明らかだ。総務省には公正な行政運営を要求する。 【個人C】	(考え方45) いただいた御意見について、この制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保され、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める制度です。なお、第一号基礎的電気通信役務についても同様の考え方です。	無

(以上)